

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩見沢市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者へ委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約約款に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

北海道岩見沢市長

## 公表日

平成31年7月1日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度である。</p> <p>市は、介護保険の適正かつ効率的な運営のため、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者資格の取得・異動等に関する事務 ②要介護認定・要支援認定に関する事務 ③介護保険サービスの給付に関する事務 ④介護保険料の賦課・徴収に関する事務</p>
③システムの名称	介護保険システム、番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険被保険者情報ファイル、介護保険賦課情報ファイル (2)宛名情報ファイル (3)中間サーバーで保有する介護保険関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項並びに別表第1の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事項を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供】 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7項 ・別表第二 1.2.3.4.6.26.30.33.39.42.56の2.58.61.62.80.87.90.93.94.95.117 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第1.2.3.4.6.19.25.30.32.33.43.44.47</p> <p>【情報照会】 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 ・別表第二 93、94の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第46条及び第47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岩見沢市健康福祉部高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岩見沢市総務部庶務課 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 0126-23-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岩見沢市健康福祉部高齢介護課 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 0126-23-4111

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>[ 1万人以上10万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	平成31年7月1日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	平成31年7月1日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

<b>しきい値判断結果</b>
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査
		[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 变更箇所